

落札者決定基準

1 評価の対象とする項目

- ・契約案件に係る「価格」及び「技術的要素等」とする。
- ・「技術的要素等」は、別表「技術的要素等評価項目表」のとおりとする。

2 総合評価の方法

- ・総合評価は「価格評価点」と「技術等評価点」の合計点(満点1000点)で行うこととする。

【価格評価点】 満点850点

- ・最低価格入札者の価格評価点を850点とする。
- ・他の入札者の価格評価点については、最低価格入札者の数値(A)と各入札者の数値(A)の差を、850点から減じた数値とする。

$$\begin{aligned} \text{数値(A)} &= 850 \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})) \quad \ast \text{入札価格} = \text{入札金額} \times 1.1 \\ \text{価格評価点} &= 850 - (\text{最低価格入札者の数値(A)} - \text{入札者の数値(A)}) \end{aligned}$$

- ・端数処理については小数点以下切り捨てとする。

【技術等評価点】 満点150点

- ・別表の各評価項目の合計点とする。

3 落札者の決定

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ上記2の総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- ・ただし、最も高い者が2人以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。

4 技術等評価点の審査方法

(1) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録制度要綱(所管:奈良県産業部人材・雇用政策課)に基づく登録がある場合に加点。ただし、WTOに該当する場合、地域要件に該当するため、評価項目から除外する。

(2) なら女性活躍推進倶楽部登録の有無

なら女性活躍推進倶楽部会員登録要綱(所管:奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課)に基づく登録がある場合に加点。ただし、(1)の登録、(3)の認定、(4)の策定により加点を受ける場合、重複しての加点は行わない。また、WTOに該当する場合、地域要件に該当するため、評価項目から除外する。

(3) えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定の有無

上記のいずれかの認定がある場合に加点。ただし、(1)の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く)が女性活躍、仕事と子育ての両立に係るもののみである場合、重複しての加点は行わない。

(4) 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無

上記行動計画の策定義務のない事業主(常用雇用労働者数100人以下)であって、女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく上記計画の策定(計画期間が満了していない計画に限る。)がある場合に加点。ただし、(1)の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く)が、本評価内容に係るもののみである場合、及び(3)の認定により加点を受ける場合、重複しての加点は行わない。

(5) 障害者の雇用人数

国への報告義務のある事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)が区分した上で、労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較に応じて加点。その他の事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)の場合、障害者雇用人数に応じて加点。

(6) 障害者職場実習の受入実績の有無

特別支援学校、障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、及び障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れ、かつ、入札公告日の前日以前1年の間において1回あたりの実施日数が3日以上障害者職場実習受入実績がある場合に加点。

(7) 障害者就労施設等への物品調達、業務委託等の発注実績の有無

障害者就労施設等(障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設、小規模作業所、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅就業支援団体、共同受注窓口)へ入札公告日の前日以前1年の間において10万円以上の発注実績がある場合に加点。

(8) 協力雇用主登録の有無、保護観察対象者等の雇用の有無

協力雇用主登録をしている場合、更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者を雇用している場合に加点。

(9) ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの登録又は認証の有無

上記のいずれかの登録又は認証がある場合に加点。

(10) 自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無

当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合に加点。ただし、当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、(1)の登録において、申請時の取組内容(法令遵守を除く)が、ハラスメント対策に係るもののみである場合、重複しての加点は行わない。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

- * 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。
- * その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

(11) 奈良県SDGs企業認証(スタンダード認証又はアドバンス認証)の有無

奈良県SDGs企業認証(所管:奈良県産業部産業創造課)のスタンダード認証又はアドバンス認証の取得がある場合に加点。ただし、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」について、下記に定める事項の各1つ以上の取組をしている場合に限る。

指定条件①「労働環境の整備」の取組(次のうち1つ以上)

- 1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録
＜入札公告日の前日までに登録のある場合＞
- 2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定
＜入札公告日の前日までに認定のある場合＞
- 3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定
＜入札公告日の前日までに策定のある場合＞

指定条件②「雇用機会の拡充」の取組(次のうち1つ以上)

- 1 障害者雇用率[法定事業者]法定雇用率以上
[その他事業者]障害者の雇用あり
- 2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の者の雇用
＜入札公告日の前年度4月1日から公告日前日までの間の雇用の有無＞

また、WTOに該当する場合、地域要件に該当するため、評価項目から除外する。

(12) 公契約条例違反の状況

公契約条例違反による過料処分もしくは入札参加停止の件数に応じて減点

(13) その他の技術的要素等

この公告日から過去3年間に、国・地方公共団体(独立行政法人含む)の施設において、同一施設で同一時期に受託し、適切に履行した庁舎保安業務及び清掃業務の契約件数に応じて加点。

技術的要素等評価項目表

分類	コース	評価項目	必須: 任意:	評価内容	評価基準	配点	最高 得点	
○ 社会的な価値の加点評価は、【標準配点コース】又は【総合力評価コース】のいずれか1つを事業者が選択して行う。コース間の取組項目に違いがある場合であっても、コース間の重複加点は行わない。								
1 社会的 評価	【標準 配点 コース】	1	奈良県社員・シャイン職 場づくり推進企業登録の 有無	○	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	・登録あり ・登録なし	20 0	20
		2	女性の活躍及び仕事と子 育ての両立に係る取組の 状況	○	① なら女性活躍推進倶楽部登録の有無 (1、2-②、及び2-③)に該当する場合、重複しての加算はありません)	・登録あり ・登録なし	10 0	20
					② えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのい ずれかの認定の有無 (1の登録において申請時の取組内容(※1)が女性活躍、仕事と子育ての両立に 係るもののみである場合は、重複しての加算はありません)	・認定あり ・認定なし	20 0	
					③ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計 画の策定の有無(※2) (1の登録において、申請時の取組内容(※1)が本評価内容に係るもののみで ある場合、及び2-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	・策定あり ・策定なし	10 0	
		3	障害者の雇用及びその 促進に向けた取組の状況	○	① 雇 用 人 数 (a) 法定事業者(常用雇用労働者数40.0人以上)の場合、 労働者数×法定雇用率(小数点以下切り捨て)との比較 (b) その他の事業者(常用雇用労働者数40.0人未満)の場合、 障害者雇用の有無	・雇用率が3.8%以上 ・不足人数なし ・不足人数あり	20 10 0	20
					② 障害者職場実習の受入実績の有無(※3) (1回あたりの実施日数が3日以上)の職場実習受入実績の有無)	・実績あり ・実績なし	10 0	
	③ 障害者就労施設等(※4)への物品調達、業務委託等の発注実績の有無(年 間10万円以上の発注実績の有無)				・実績あり ・実績なし	10 0		
	4	保護観察対象者等の雇 用の状況	○	① 協力雇用主登録の有無 (4-②に該当する場合、重複しての加算はありません)	・登録あり ・登録なし	2 0	20	
				② 更生保護法第48条に規定する保護観察中の者、又は同法第85条に規定する 更生緊急保護中の者の雇用の有無	・雇用あり ・雇用なし	20 0		
	5	環境に配慮した事業活動 の状況	○	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシ ステムの登録又は認証の有無	・登録又は認証あり ・登録又は認証なし	20 0	20	
	6	人権意識の向上に係る取 組の状況	○	自社の従業員を受講対象とする人権研修の実施の有無(※5) (当該研修において、人権問題テーマがハラスメントのみであり、かつ、1の登録に おいて、申請時の取組内容(※1)がハラスメント対策に係るもののみである場 合は、重複しての加算はありません)	・実施あり ・実施なし	20 0	20	
	※ 総合力評価コースとの重複不可					【標準配点コース】 小計		(120)
2 業務 実績	【総合 力 評 価 コ ー ス】	7	奈良県SDGs企業認証 の有無	○	スタンダード認証又はアドバンス認証の有無 ただし、「労働環境の整備」及び「雇用機会の拡充」について、下記に定める事項 の各1つ以上の取組をしている場合に限る。 指定条件①「労働環境の整備」の取組(次のうち1つ以上) -1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録 <入札公告日の前日までに登録のある場合> -2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみ ん のいずれかの認定 <入札公告日の前日までに認定のある場合> -3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動 計画の策定(※2) <入札公告日の前日までに策定のある場合> 指定条件②「雇用機会の拡充」の取組(次のうち1つ以上) -1 障害者雇用率[法定事業者]法定雇用率以上 [その他事業者]障害者の雇用あり -2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の 者の雇用 <入札公告日の前年度4月1日から公告日前日までの 間の雇用の有無>	・スタンダード認証又はアドバ ンス認証の取得あり かつ ・指定条件①及び指定条件② の取組あり	120	120
					・上記以外の場合	0		
	※ 標準配点コースとの重複不可					【総合力評価コース】 小計		(120)
	加点合計							(120)
減 点	8	公契約条例違反の有無	○	公契約条例違反による過料もしくは入札参加停止の件数 ▲20×回数(上限▲120)	・違反あり ・違反なし	▲20~ ▲120 0	0	
減点合計							(▲120)	
合計(最高得点)							(120)	
2 業務 実績	9	契約実績	●	この公告日から過去3年間において、国・地方公共団体(独立行政法人含む)が 所有する奈良県内の施設において、所有者(管理者)と奈良県内に所在する本 社、支社、営業所等が直接の契約の相手方となって請け負い適切に履行した実績 のうち、同一の施設で同一の時期に受託した業務の契約件数により評価する。	・契約実績が3件以上	30	30	
				○契約実績は次の全ての業務を同一施設で同一時期に受託した実績とする。 ①庁舎保安業務、②清掃業務	・契約実績が2件	20		
				○上記契約実績の業務については、12ヶ月以上の契約期間のある実績をもって 1件とみなす。また、同一の施設での契約実績が複数件あっても1件とみなす。 (令和8年3月31日までの未履行期間については、複数回作業の一部が未履行 の場合のみ実績に含む。)	・契約実績が1件	10		
(合計)							(150)	

(※1)申請時の取組内容については人材・雇用政策課に確認
(申請時の取組内容には、労働関係法令の遵守を含まない)

(※2)・計画期間が満了していない行動計画に限る。

・一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常用雇用労働者数が100人以下の事業主)を対象とする。

(※3)以下の場合を対象とする。

- ① 特別支援学校の生徒又は障害福祉サービス事業(就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設が支援を行っている障害者を受け入れた場合
- ② 障害者就業・生活支援センターが支援を行っている障害者を受け入れた場合

(※4)① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第1条第1号に規定する事業所(特例子会社)
- カ 施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体
- ② 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

(※5)当該研修が人権問題テーマを取り扱った研修であることを明示しているものであって、かつ、以下の場合を対象とする。

- ① 公共機関等及びその他団体が配付又は貸出を行っている資料(冊子・DVD等)を用いて自社の従業員に研修を実施した場合
- ② 公共機関等及びその他団体から講師の派遣を受け自社の従業員に研修を実施した場合
- ③ 公共機関等及びその他団体が実施する研修又は講座に参加し、当該研修又は講座の資料を用いて、自社の従業員に研修を実施した場合

- * 公共機関等とは、国、地方公共団体、教育委員会、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する法人)とする。
- * その他団体とは、公共機関等の定義に該当しないものであって、人権教育、人権啓発又は人権相談・支援を行っている団体であり、かつ、公共機関等から委託・後援・協力を受け又は公共機関等と協働・共催して事業を実施していることが確認できる団体とする。

(※6)指定条件①及び指定条件②を確認できる書類とは、次のとおり。

指定条件①「労働環境の整備」の取組(次のうち1つ以上)

- 1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録：奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録証書の写し(3年毎更新)
- 2 えるぼし、プラチナえるぼし、トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんのいずれかの認定：認定通知書の写し
- 3 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定(※2)：一般事業主行動計画策定届の写し(労働局に届出を行ったもの)

指定条件②「雇用機会の拡充」の取組(次のうち1つ以上)

- 1 障害者雇用率[法定事業者]法定雇用率以上：障害者雇用状況報告書直近報告分の写し(毎年6月1日現在の状況を労働局に報告)
障害者雇用率[その他事業者]障害者の雇用あり：第1号様式
- 2 更生保護法48条の保護観察中の者、又は同法85条の更生緊急保護中の者の雇用：第4号様式